

はんだ子育て応援ハンドブック（令和8・9・10年度版）官民協働発行事業公募要領

この要領は、半田市の出産や子育てに関する各種施策や各種施設、相談窓口などを掲載した情報誌「はんだ子育て応援ハンドブック」を、企業等の広告（以下「広告」という。）を活用して、半田市が民間事業者等（以下「事業者」という。）と協働して発行するにあたり、「はんだ子育て応援ハンドブック」の発行に関する企画提案を広く募集する「公募型プロポーザル」方式によって事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 事業内容

別紙「はんだ子育て応援ハンドブック（令和8・9・10年度版）官民協働発行仕様書」のとおり。

2 費用負担

企画、編集、印刷、製品及び納品など、「はんだ子育て応援ハンドブック」の作成等に要する一切の費用は、事業者が集める広告及びその他の収入により賄うものとし、本市は一切の費用を負担しないものとする。

3 スケジュール

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 参加表明書の受付締切 | 令和7年 8月22日（金） |
| (2) 企画提案書の受付締切 | 令和7年 9月5日（金） |
| (3) 事業者選定委員会の開催 | 令和7年 9月30日（火） |
| (4) 審査による結果の通知 | 令和7年10月上旬 |
| (5) 協定書締結 | 令和7年10月上旬～10月下旬 |

4 応募資格

次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「令和5・6・7年度半田市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」に登録されており、広告代理業が行えること。
- (3) 公募開始日から企画提案書提出期限日までの間に、「半田市指名審査等事務取扱要綱」による指名停止の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 類似の冊子の発行業務（自らが管理・運用するものに限る。冊子の内容は問わない。）について、地方公共団体等と協働発行した実績を有していること。
- (5) 公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体に属する者でないこと。
- (6) 法人市民税等の市税、法人事業所税及び法人税を滞納していないこと。

5 応募書類の提出

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）・・・1部
- イ 企画提案書（任意様式。次に掲げる事項を記載したもの）・・・7部
- (ア)冊子構成（総ページ数、紙質、掲載情報、レイアウト、デザイン）
- (イ)冊子見本提案（B5サイズ（カラー可）。下記の内容を記載すること。
 - ・表紙（見本）
 - ・放課後児童クラブ（2025年度版冊子のP32）
- (ウ)広告の募集方法及び審査方法
- (エ)制作スケジュール及び業務実施体制
- (オ)類似事業の実績
- (カ)会社概要（パンフレット等）
- (キ)その他独自の提案（なくても可）

(2) 提出期限

- ア 参加表明書
令和7年8月22日（金）
- イ 企画提案書
令和7年9月5日（金）

※ ア・イとも郵送又は持参とする。ただし、郵送の場合は必着、持参の場合は午後5時までとする。

(3) 提出先

〒475-0857
半田市広小路町155番地の3 半田市子育て支援センター（クラシティ3階）
（毎月第4水曜日を除き、毎日午前9時から午後5時30分まで）
TEL 0569-22-4188
FAX 0569-32-3447

6 事業者選定方法

応募事業者からの提出資料及びプレゼンテーションに基づき、審査委員会で審査のうえ、最も優れた提案をしたと認められる事業者に決定する。

なお、応募事業者が1事業者であった場合も、プレゼンテーションを実施し、企画提案内容を審査のうえ、決定する。

(1) プレゼンテーション

令和7年9月30日（火）午前9時30分から1事業者あたり40分程度
（プレゼンテーション20分以内、その後質疑応答）
なお、実施時間、会場等の詳細は別途通知する。

(2) 審査基準

以下の評価項目について採点のうえ、各項目の合計点で順位を決定し、最も順位の高い者を事業者として選定する。ただし、応募事業者が1事業者のみの場合で、合計点の平均が24点を下回るときは、事業者として選定しない。

評価項目	評価基準	配点
内容等の充実	「半田市の子育て」の魅力を発信する内容になるような工夫があるか。	12
	対象者の興味・関心を引くために、企画や情報の切り口、アイデアに工夫があるか。	
	現在よりも、冊子内容をより良くしようという提案がなされているか。	
レイアウト・デザイン	行政情報と広告のレイアウトにおいて、紙面の見づらさがな いか。	8
	親しみやすく、手に取りやすいデザインになっているか。	
制作 スケジュール	校正期間や全体のスケジュールが余裕をもって、適切に組 まれているか。	4
広告募集・ 審査方針	広告の募集方法が具体的に示されており、掲載を想定し ている業種は、子育て情報誌にふさわしいか。	8
	行政情報誌としてふさわしい広告となる配慮がなされてお り、市の方針に合致しているか。	
実施体制	業務を的確に実施するために必要な実施体制を確保でき ているか。	4
業務実績	同種・類似業務の実績を有しているか。	4
合 計		40

(3) 選定結果の通知

選定結果は、全応募事業者に合否のみ通知する。

(4) その他

企画提案書の内容に関し、市から事業者に質問をすることがある。その場合は速やかに回答すること。

7 協定

本プロポーザルにより選定された事業者は、本市と「はんだ子育て応援ハンドブック」官民協働発行事業に係る協定を締結し、業務を行うものとする。

8 情報セキュリティ要件

「半田市情報セキュリティ管理規程」による。

9 留意事項

- (1) 書類提出後の追加及び修正は、一切認めない。
- (2) 資料の作成および提出にかかる費用は、応募事業者の負担とする。
- (3) 提出物は返却しない。
- (4) 本紙は応募事業者に無断で、提出物を本プロポーザル以外に使用しない。